

2003年2月20日

原子力発電環境整備機構
理事長 外 門 一 直 殿

原子力発電環境整備機構
情報公開審査委員会

答 申 書

2002年度諮問第1号「会議関係機構資料の部分公開の是非について」の諮問に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

第1 請求の内容

「設立以降、今日までの会議費（食料費・飲食費）の回議書（決さい書）、会議申込書（その他相手方役職、機構役職の分かるもの）、出金票。但し、個人名、係員印は除く。」

第2 機構資料の特定及びその公開に係る機構の説明要旨

(1) 対象となる機構資料の特定

[1] 機構では会議費を要する会議の開催にあたり、会議費承認票を作成することとしており、請求対象資料特定のために請求者とやり取りする過程で、一万円以上の「会議費承認票」及び「交際費承認票」が対象資料になることが確認されている。

(2) 公開に係る機構の主張の要旨

[1] 合計金額が一万円未満のものは請求外であるため、これを除き会議費承認票及び交際費承認票を公開する。

[2] 請求外であるため、個人名及び係員印は非公開とする。

[3] 個人を特定する情報は非公開とする。

第3 答申の趣旨

1 公開請求に係る資料につき、個人名及び個人を特定する情報が記載された部分を非公開とすることは、相当である。

2 公開請求に係る資料につき、1万円未満の会議費等に関する資料を請求者の意思に反するものでないことを客観的に認定できないまま非公開とすることは、その限りにおいて相当とはいえない。

第4 答申の理由

1 まず、上記第2(2)[2]の点については、請求者の請求内容にその旨が明記されており、

個人名及び係員印は公開請求の対象外とされていることが明らかであるので、この点を公開しないことは何ら問題ない。

2 次に、上記第 2(2)[3]の点であるが、個人名ではないものの、機構が指摘する組織名、役職名の記載部分を公開すると、特定の個人を識別することが可能となるため、機構情報公開規程 7 条 1 項で規定する別表第 2 の非公開情報のうち「1. 個人情報」に該当するものと解され、非公開とすることはやむを得ないものと判断する。また、請求者は、上記のとおり、個人名の公開を請求していないことから、特定の個人を識別することができる情報まで要求しているものとは解されず、個人識別情報を公開しないことは、実質的には、請求者の意思に反するものではないと思料される。

この点に関し、機構の評議員会、その他機構に設けられた委員会（以下「委員会等」という。）のメンバーについては、個人名及び個人を特定できる情報も公開すべきではないかとの意見もあったが、機構情報公開規程が整備される以前に開催された委員会等に関しては、飲食を伴う会議費に関する機構資料の公開に当たり、出席者の個人名まで公開することは想定されておらず、しかも、委員会等のメンバーから氏名等の公開についての了解を得ていない以上、上記の部分公開の取扱いは、機構情報公開規程に照らし、やむを得ないとの結論となった。

なお、機構は、平成 15 年度以降に開催される委員会等に関しては、そのメンバーの氏名等についても、原則公開する方針を打ち出しており、当委員会としても、これを支持するものである。

3 最後に、上記第 2(1)[1]の点であるが、機構の説明によれば、請求者との口頭のやり取りでの過程で確認されたものにすぎず、文書等により、請求者の意思を客観的に確認できる資料は存しないというのである。確かに、文書等による確認を求めていたのでは、迅速な情報公開手続の進行を阻害することになるかもしれないが、情報公開の範囲を減縮するという重要な事項について、文書等による客観的な資料もないまま、機構側の判断で公開範囲を減縮して非公開扱いとすることは、後日、機構が勝手に情報公開の範囲を決定し、正当な理由もなく情報公開を拒否したと非難されるおそれがあり、このような取扱いを認めることは相当でないものと解される。

したがって、上記第 2(1)[1]の点については、上記第 3、2 のとおり、公開請求に係る資料につき、1 万円未満の会議費等に関する資料を請求者の意思に反するものでないことを客観的に認定できないまま非公開とすることは、その限りにおいて相当とはいえないと判断する。

よって、上記第 3 答申の趣旨のとおり答申する。

第 5 審議の経緯

(1)平成 15 年 2 月 12 日 情報公開審査委員会を開催し諮問につき審議

(2)同年 2 月 20 日 答申

原子力発電環境整備機構情報公開審査委員会

委員（座長） 原 田 肇

委員 伊 東 健 次

委員 藤 原 浩

以 上